

国土交通省届出

# 普通倉庫荷役料率表

2019年10月1日実施

株式会社住友倉庫

# 普通倉庫荷役料率表

## I 料率の種類及び額

### 1. 基本料率（1トンにつき、単位 円）

#### (1) 庫入又は庫出料金

品 目		庫入又は庫出（税込）	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	649
		空	550
	ノックダウン自動車・完成車 （重量5ト未満かつ容積20ト未満のもの）		759
	完成車（重量5ト以上のものまたは容積20ト以上のもの）		1,144
	パ レ タ イ ズ 貨 物 バンパック・バック・コンテナ・プレスリング		979
包	袋物（紙・ビニール・化合繊・綿製袋入）		1,518
	袋 物 （紙・ビニール袋入）	米 ・ 麦 ・ 塩	1,287
	袋 物 （麻袋入）	ふすま・ミル・ビートパルプ・メ イズ・マロ・豆類・砂糖・米・麦	1,078
	た る 物	葉 た ば こ	902
	ベ ー ル 物	葉 た ば こ	1,111
その他のべール物 （綿花・羊毛・麻類・化合繊綿・ 石綿・生ゴム・パルプ）		1,364	
品	板 ガ ラ ス		1,694
	生 糸		1,870
	雑貨類・機械類（1個当たり5トン 未満のもの）、モーターサイクル		1,408
	農水産物・製茶・コルク		1,210
	機械類（1個当たり5トン以上のもの）		1,144

有 姿 貨 物	タ イ ヤ		902	
	巻 取 紙 ( 内 地 産 )		1,023	
	木 材	原 木	南洋材・米国材	891
			北 洋 材	869
	製 材		913	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,430	
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管を含む)		1,089
		鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル		924
	石 材		990	
撒 貨 物	燐 礦 石 ・ 肥 料		979	
	鉍 物 ・ 土 石		1,166	
	砂 糖		913	
	塩		847	
そ の 他	織 維 類 ( 撒 扱 )		2,618	
	紙 類 ( 撒 扱 )		2,123	
	家 庭 用 電 気 ・ ガ ス 石 油 器 具		1,089	

(2) 撒貨物の舁揚一袋詰一庫入作業 (1トンにつき、単位 円)

品 目	(税 込)
米 ・ 小 麦	2,596
メイズ・マイロ・大豆・大麦	3,113

(3) 庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業 (1トンにつき、単位 円)

区 分	(税込)
袋物・バール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,970
雑貨類・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業効率のもの	2,662
ユニタイズ貨物、機械類 (1個当たり5トン以上のもの) 完成車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,387

## 2. 割増料率及び割引料率

### (1) 割増料率

種 別	内 容		割増率又は割増額（税込）
舁揚庫入又は庫出舁積荷役			庫入又は庫出料金の 25%増
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役			庫入又は庫出料金の 25%増
半 夜 荷 役	17時から 21 時 30 分までの間における荷役		基本料率の 60%増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役		基本料率の 60%増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日（振替休日を含む）における荷役		基本料率の 100%増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役		基本料率の 10%増
超過距離荷役	基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が 50 メートル以内のもの 1トにつき、単位 円	撒 貨 物	209 円
		一般貨物	253 円
多 階 建 倉 庫 荷 役	2 階以上の倉庫への貨物の庫入又は 2 階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役		基本料率の 30%増以内

（注）基本距離とは、舁揚庫入又は庫出舁積荷役にあつては 80 メートル、庫入又は庫出荷役にあつては 50 メートルとします。

### (2) 割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合	1,000 トン以上～3,000 トン未満 全量 基本料率の 5%引
		3,000 トン以上 全量 基本料率の 7%引
長期大量割引	同一荷主から 3 か月以上の長期契約に基づき、1 回当たり 3,000 トン以上の荷役を 1 か月に 2 回以上、3 か月以上連続して引き受けた場合	1 回当たり 3,000 トン以上の荷役につき、基本料率の 5%引

3. その他の料率

(1) 特殊荷役料 (税込)

はい替	庫入又は庫出料率の 80%	
仕 訳	〃	30%
看 貫	〃	30%
		(計量器使用、検量立会人の費用は含まず、 別途実費を申し受けます)
仮 置	〃	30%
庫移し	庫入及び庫出料率の合算額	

(2) 量目調整料 (税込) 実費を申し受けます。

(3) 荷直料 (1 トンにつき) (税込)

麻 袋	メイズ・マイロ・大豆・大麦	209 円
	そ の 他	176 円
紙 袋 ・ ビ ニ ー ル 袋		209 円

(注) ① 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

② 本料率には材料費を含みません。

③ 袋物以外は実費を申し受けます。

(4) 待機料 (1 口 1 時間につき、単位 円、税込)

	4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼 間 8時30分から 17時00分まで	22,814	36,443	50,116	63,800	77,462	91,135
半 夜 17時00分から 21時30分まで	35,486	56,694	77,957	99,242	120,494	141,768

(5) 最低料金 (1 口につき、単位 円、税込)

	4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼 間 8時30分から 17時00分まで	180,972	289,135	397,595	506,143	614,493	723,041
半 夜 17時00分から 21時30分まで	180,972	289,135	397,595	506,143	614,493	723,041

- (6) トラック積卸手伝料金（税込）  
庫入又は庫出料率の 50%以内

#### 4. 消費税等

- (1) 1. から 3. までの料金には消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を含みます。
- (2) 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。
- (3) 保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

## II 料率の適用

### 1. 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

### 2. 料金の計算

料金の計算は次によります。

- (1) 計算トン数（コンテナを除く）は、重量 1,000 キログラムをもって 1 トンとして計算したトン数又は体積 1.133 立方メートルをもって 1 トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例によります。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

イ. メイズ、マイロ、大豆、大麦の撒解揚一袋詰一庫入作業 1.0

ロ. 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2

ハ. 袋物のペレット状飼料 1.3

ニ. 袋物のふすま 1.8

- (2) コンテナの計算トン数は、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンとします。

(20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします)

- (3) 1 個の体積が 0.025 立方メートルに満たない貨物は、1 個の体積を 0.025 立方メートルとして計算トン数の算出を行います。

- (4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引きます。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。

- (5) 庫入又は庫出 1 回の料金の総額が 315 円に満たないときは、315 円を申し受けます。

- (6) 消費税等

イ. (1) から (6) までの料金には、消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を含みます。

ロ. 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

ハ. ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

### 3. 割増料率

割増料率の適用は次のとおりとします。

- (1) 解揚庫入又は庫出解積荷役について、所定の割増を適用します。

- (2) 接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役は、解揚庫入又は庫出解積料率と同一の料率を適用します。

- (3) 半夜荷役割増

17 時より 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(4) 土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(5) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・国民の祝日（振替休日を含む）及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(6) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

(7) 超過距離荷役割増

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が 50 メートル以内のものについて、所定の超過距離荷役割増を適用します。

(8) 多階建倉庫荷役割増

2 階以上の倉庫への貨物の庫入、又は 2 階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用します。

4. 割引料率

割引料率の適用は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

荷主からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用します。

(2) 長期大量割引

同一荷主から、3 か月以上の長期契約に基づき、一回当たり 3,000 トン以上の荷役を 1 か月に 2 回以上、3 か月以上連続して引き受けた場合、当該荷役については所定の長期大量割引を適用します。

5. その他の料率

その他の料率の適用は次のとおりとします。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用します。ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。

なお、本料金に対しては、Ⅰ－2（割増料率及び割引料率）、Ⅱ－1（料率表に記載のない貨物）及び同 2（料金の計算）の規定を適用します。

(2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。

(3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。

(4) 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 17 時 00 分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 17 時 00 分までの間、半夜荷役にあつては、17 時 00 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用します。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(5) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(6) トラック積卸手伝料金

本料金はトラック積卸作業を要請により手伝った場合に適用します。

6. 個別に協議して定める料金

- (1) 特殊な貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には荷主と協議の上、実費を申し受けます。
- (3) 基本距離を超える距離の荷役であつて、その超過距離が 50 メートルを超える場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、荷主と協議の上、一定の期間を限り特別料金を申し受けることがあります。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

(適用日：2019 年 10 月 1 日)